

株 主 各 位

第24回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示情報

2019年6月3日

ヤフー株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	保有者数	行使価額	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の数	権利行使期間
2009年度第2回新株予約権	2名	307円	350個	35,000株	2011年7月29日から2019年7月28日まで
2010年度第2回新株予約権	2名	347円	350個	35,000株	2012年7月28日から2020年7月27日まで
2011年度第2回新株予約権	2名	277円	350個	35,000株	2013年7月23日から2021年7月22日まで
2012年度第1回新株予約権	1名	254円	155個	15,500株	2014年5月3日から2022年5月2日まで

(注) 1. 新株予約権の行使の条件 (概要)

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

2. 当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。) が保有している新株予約権は、すべて取締役就任前に付与されたものです。

3. 保有者に社外取締役は含まれていません。

4. 新株予約権1個あたりの発行価額はすべて無償です。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の他の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員業務室を設置し、専従の使用人が監査等委員の職務を補助するとともに、監査等委員会の職務も補助するものとしています。また監査等委員が希望する場合には監査等委員自ら又は監査等委員会が直接監査等委員の職務を補助する者を雇用等することができる体制になっています。

なお、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人への指揮・命令・人事評価は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得なければならないものとしています。

2. 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、次の事項を報告するものとしています。

- (a) 当社グループに関する重要事項
- (b) 内部統制システムの構築・運用の状況
- (c) 当社又は子会社に著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項
- (d) 法令・定款違反事項
- (e) 内部監査部門による監査結果
- (f) 上記のほか、監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

② 常勤の監査等委員は、主要な子会社の監査役等を兼務することができ、子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から前記の事項につき報告を受ける体制をより確実なものとしています。

③ 当社の最高財務責任者 (CFO) 及び法務部門責任者は、定期的に常勤の監査等委員との間で情報

共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うものとしています。

- ④ 「リスク管理規程」に基づき、常勤の監査等委員は、当社のリスク管理を統括する「リスクマネジメント委員会」の構成員となっており、当社の重要度の高いリスクの分析及び評価に関して報告を受けることとしています。また、当該規程に基づき、常勤の監査等委員は、当社のコンプライアンスに係る課題を取り扱う「コンプライアンス委員会」の構成員となっており、当社及び子会社におけるコンプライアンス体制の運用及びコンプライアンスホットライン通報状況等に関する報告を受けることとしています。
- ⑤ 投融資に関する手続きを定める「投融資規程」に基づき、常勤の監査等委員は、規模の大きな投融資を検討する場合に、事前諮問機関である「投融資委員会」に出席することとなっており、当社における重要な投融資案件について事前の報告を受けられることとしています。また、上記以外の投融資案件であっても、担当部門が事前に常勤の監査等委員に報告することとしています。
- ⑥ 常勤の監査等委員は、当社の重要な経営会議に出席することとなっており、当社における重要な経営方針の検討に参加し、重要案件の審議について報告を受けられることとしています。
- ⑦ 常勤の監査等委員は、報告を受けた上記の各事項に関して、監査等委員会において、非常勤の監査等委員に情報を共有するものとしています。
- ⑧ 内部監査部門は、監査結果の他、当社及び子会社の事故等の発生状況、子会社を含めた内部監

査の計画、子会社の監査結果等に関して、随時又は監査等委員会において報告をすることとしています。また、当社及び子会社の事故等の詳細な内容については、リスクマネジメント部門・情報セキュリティ部門が、監査等委員会へ報告を行うこととしています。

- ⑨ 会計監査人監査の計画、結果等に関して、監査法人から定期的に監査等委員会に報告を行う機会を設けることとしています。

3. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならないこととされています。
- ② 「コンプライアンスプログラム」及び「コンプライアンスホットライン規程(内部通報規程)」において、コンプライアンスホットラインを使って報告・通報や相談をしたことを理由として不利益が生じることは一切ないと定めています。

4. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしています。
- ② 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担することとしています。

5. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会又は監査等委員が必要と認めた場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人にヒヤリングを実施する機会を設けることができるとしています。また、当社のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できる体制になっています。

6. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書保存管理規程」を定めており、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の会社の重要な意思決定に係る文書、会計帳簿、計算書類及び伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を定め、いつでも取締役が閲覧できるようになっています。
- ② いかなる事項がいかなる職位の者によって決裁されることになっているかについては「職務分掌・権限規程」によって明確化されており、さらに当該決裁がなされたことがいかなる証憑において記録されるべきかについても定められています。「稟議規程」では稟議に関するルールを明確にしており、稟議書フォーマットは、取締役が十分な情報をもとに適切な判断を行えるような記述を行うことができる書式としています。

7. 当社の損失の危険の管理に関する規程 その他の体制

- ① 当社の事業に関するリスクの把握、管理及び対応について体系的に定める「リスク管理規程」を定めています。また、リスクの把握状況、評価については定期的にリスク情報として開示しています。
- ② 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のために非常災害対策指針を作成しています。
- ③ リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて事故管理を担当する部署が管理運営する事故報告システムが整備されており、これによって素早く報告、対応及び再発防止等がなされることとされています。
- ④ 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者(CISO)を任命し、併せて情報セキュリティ統括組織を設置しています。また、「情報セキュリティ規程群」を定め、情報資産の取扱基準を定めるとともにその周知、教育を行っています。さらに、情報セキュリティインシデントを総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用し、各部門や社外組織間の調整、および直接的に対応を行う各部門の活動を支援する体制をとっています。一定水準を超えるリスクについては、CISO又は経営陣がリスク受容やリスク対応を最終決定する体制になっています。

8. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「職務分掌・権限規程」に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限及び手続を明確にしています。
- ② 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図っています。
- ③ 社長、最高経営責任者(CEO)、最高財務責任者(CFO)、最高技術責任者(CTO)、常務執行役員及び常勤監査等委員等により構成される重要な経営会議を開催し、中長期的な経営方針、重要事項について協議・検討を経たうえで適切な意思決定がなされる仕組みとしています。また、これらの会議に付議される事項以外についても必要に応じて取締役及び執行役員等を構成員とする各種会議を開催し、協議、検討や情報共有を行っています。
- ④ 事業計画や予算を策定し、全社及び各部署の目標を定め、これに基づき管理しています。
- ⑤ 目標業績評価制度を通じて取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図るとともに、目標達成に向けて各使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っています。
- ⑥ 内部監査部門を設置し、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的な評価や改善活動を継続的に実施しています。

9. 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業行動憲章」及び「コンプライアンスプログラム」を定めており、法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底しています。
- ② 取締役の職務や責任等に関するトレーニングプログラムを整備し、必要に応じて、取締役に提供しています。
- ③ コンプライアンスを統括する部門(コンプライアンス統括部門)を法務部門を所管する執行役員に所管させ、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるようにしています。また、コンプライアンスの状況について定期的に取締役に報告しています。
- ④ 「コンプライアンスホットライン規程(内部通報規程)」を定め、コンプライアンスホットラインにより、直接、社長、最高経営責任者(CEO)及び常勤の監査等委員が報告・通報を受けたり、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して情報の確保に努めています。報告・通報を受けた場合、コンプライアンス統括部門がその内容を調査し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施させます。特に、取締役自身のコンプライアンスに関する事由等重要な問

題は直ちに取締役に報告するとともに取締役に付議し、審議を求めます。当該制度の運用状況は、定期的に取締役に報告され、取締役会の監督を受けています。

- ⑤ コンプライアンス統括部門、内部監査部門及び監査等委員会は、日頃から連携のうえ、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努め、これに基づきコンプライアンス統括部門が、セミナーの実施等の社内の啓発活動を実施することとしています。
- ⑥ 使用人の法令・定款違反については人事部門又は法務部門を所管する執行役員から賞罰委員会に報告のうえ処分を求め、取締役の法令・定款違反については法務部門を所管する執行役員から監査等委員会に報告のうえ、取締役に具体的な措置等を答申します。
- ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めています。

10.当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備しています。上場をしていない子会社との間では、「関係会社管理規程」に基づき、「会社運営に関する協定書」を締結し、決算、中長期計画、人事、余資運用等について、当該子会社における意思決定に先立ち、当社の承認を求め、また月次の業績については、定期的に当社へ報告することを求めています。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 「内部監査規程」を定め、内部監査部門は、当社の他、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」の中で、子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることとしています。

(b) 当社における各子会社の所管部門及び担当者を明確にし、「関係会社管理規程」において、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析及び対応について、指導、支援又は助言を行うこととし、また、当社のグループ戦略の統括部門がこれらの取組みを横断的に支援することとしています。

(c) 当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」において、子会社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、子会社が当社の所管部門に報告をすることとしています。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社又は当該子会社から報告を受けた当社の所管部門は、速やかに事故報告システムにて当該情報を当社の関係部門に共有することとしています。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援又は助言をしています。

(b) 当社グループのCEOを構成員とするグループCEO会議を設置し、経営者間で情報交換を行っています。

(c) 子会社の規模や業態等に応じてグループ共通で使用できる会計管理システム等を導入しています。

(d) 規模や業態等に応じて子会社に対する間接業務（財務経理、人事管理等）を提供しています。

(e) 間接業務を行っている各部門の担当者は子会社の各部門の担当者と適宜意見交換等を行っています。

(f) 子会社の資金の調達及び運用について、当社のグループ戦略の統括部門が指導、支援又は助言をしています。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社グループに共通の企業行動憲章を定め、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図っています。

(b) 親子会社間の独立性の確保等のため「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を定めています。

(c) 「コンプライアンスプログラム」については、当社グループの全役職員を適用の対象としています。

(d) グループ会社のコンプライアンス責任者を構成員とするグループCCO会議を設置しています。

(e) コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンス担当者とは適宜意見交換等を行っています。

(f) 当社グループの必要と認められる役職員を対象にコンプライアンス研修を実施しています。

(g) 当社グループ企業ごとに当社の採用する内部統制システムを模して内部統制環境を整備するよう当社の内部監査部門が指導しています。

(h) コンプライアンスホットラインにおいて、当社グループの役職員も社外の弁護士に直接通報できるようにしています。

(注) 上記の内部統制基本方針は、2019年3月31日現在のものを記載しています。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 監査等委員会に関する運用状況

- ① 「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員業務室を設置しており、専従の使用人が監査等委員の職務を補助しているとともに、監査等委員会の業務を補助しています。
- ② 監査等委員会を定期的に開催し、常勤の監査等委員と非常勤の監査等委員間での情報共有を行っています。
- ③ 常勤の監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しています。
 - (a) 最高財務責任者および法務管掌責任者より、業務上の重要な事項の報告を受けています。
 - (b) セキュリティ関連部門長より、セキュリティ関連の報告およびERM（エンタープライズリスクマネジメント）活動の進捗等について報告を受けています。
 - (c) 「リスクマネジメント委員会」に出席し、当社グループにおいて重要度の高いリスク事項について報告を受けています。
 - (d) 「コンプライアンス委員会」に出席し、内部通報のあった事例等当社のコンプライアンスに係る事項について報告を受けています。
 - (e) 社長の決裁に係る当社の重要事項に関する検討を行う会議に出席し、それらの重要事項につき共有を受け、職務執行の監督の観点から意見を述べています。また、その他の経営に関する重要事項に関しても、執行役員等が出席する会議の議事録等を通じて共有を受け

た上で、必要に応じ見解を伝える等をしています。

- ④ 監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しています。
 - (a) 当社および子会社の事故の発生状況等に関し、当社の内部監査部門から定期的に報告を受けています。
 - (b) 当社および子会社の財務状況に関し、財務部門および投資先管理部門から定期的に報告を受けています。
 - (c) 監査法人と定期的に当社の財務状況に関する情報共有および意見交換を行っています。
- ⑤ 常勤の監査等委員は、主要な子会社の監査役を兼務しています。
- ⑥ 監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言等を受けています。

2. リスクマネジメント体制に関する運用状況

- ① 「リスク管理規程」に基づき当社のリスクの把握および管理を行い、有価証券報告書等において開示しています。ERMの体制を整え、当社ならびに子会社のリスクを統合的に管理し、報告会や研修等により、リスク管理のスキルや力量の向上に努めています。

- ② 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のための「非常災害対策指針」について、全使用人への周知を行っています。
- ③ 当社の社長、最高財務責任者および最高技術責任者は、リスクマネジメント委員会の事務局によるリスクアセスメント結果に基づき、当社グループのリスク対応方針を見直し、適宜改定を行っています。
- ④ 情報セキュリティ統括組織が中心となり、改定内容の全使用人への周知・教育、改定内容に沿った体制の構築、およびそれらの状況の点検を行い、結果を社長と最高情報セキュリティ責任者に報告しています。
- ⑤ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の第三者による審査を受け、当該マネジメントシステムの認証を更新しています。
- ⑥ 会社として情報セキュリティに関する適切なリスクの判断ができるよう、当該リスクに係る社内外の課題の変化、残存するリスクの状況、およびリスクの軽減策の実施状況について社長が把握するためのマネジメントレビューを行っています。

3. 業務執行の効率性の向上に関する取り組みの状況

- ① 事業環境の変化等に応じて、職務権限および意思決定ルールを定める「職務分掌・権限規程」の改定を行い、組織変更や事業環境の変化に応じた適切な意思決定を支援する体制を遅滞なく整備すると共に、迅速な意思決定を促進するべく積極的

に権限の委譲を行っています。

- ② 経営に係る重要事項につき適切な意思決定を行うため、CEO会議を開催したほか、定期的に経営会議を開催し、関係する執行役員間において意思決定に先立つ協議・検討を行っています。
- ③ 全社の利益目標を設定し、これを元に各部門の予算案を作成し、取締役会で全社予算を定め、達成状況を定期的に管理することで、業績の向上を図っています。
- ④ 内部監査部門において、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的評価や改善のため、年間を通じて部門別の監査を行ったほか、全社セキュリティ管理等テーマ毎の全社横断的な監査も行っています。

4. コンプライアンスに対する取り組みの状況

- ① 「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」に基づくeラーニングを全使用人に対して実施し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っています。
- ② 新たな取引先との契約書には、原則として反社会勢力ではないことを相互に表明する条件を組み込むことで、反社会勢力との取引を防止しています。
- ③ 内部通報のあった事項に関しては、コンプライアンス統括部門が調査をし、必要に応じた改善の指導等を行っています。また、当該事項のうち使用人に係る事項については、社長や常勤の監査等委員を構成員とするコンプライアンス委員会への報告を

行うと共に、eラーニング等を通じて全使用人の理解の促進を図る等、再発防止に努めています。

5. 企業集団の業務の適正性確保に関する取組みの状況

- ① 新たに子会社となった非上場の会社との間で、「関係会社管理規程」に基づき「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認または当社への報告を求めることとしています。
- ② 子会社の損失の危険の管理のため、当社の内部監査部門が主要な子会社に対して、監査を行っています。
- ③ 子会社のコンプライアンスに関する情報交換の場としてグループCCO会議を開催しています。
- ④ 子会社および関連会社の情報セキュリティに関する情報交換の場としてグループCISO会議を開催しています。また、複数の子会社に対し、当社と同様のマルウェア対策のシステムを導入し、当社の情報セキュリティ統括組織の担当者を出向させる等して、グループ全体における情報セキュリティの水準の向上を図っています。
- ⑤ 当社グループの子会社の役職員につき、当該子会社からの要望に基づき当社使用人と同内容のeラーニングを実施しています。また、主要なグループ会社については、当該eラーニングの内容を共有し、各社におけるコンプライアンス研修への活用を図っています。

6. 重要な会議体の開催状況

重要な会議体の開催状況は以下のとおりです。

会議体	開催回数
取締役会	15回
監査等委員会	5回
CEO会議	15回

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことが重要だと認識しています。同時に、利益還元を通じて株主の皆さまに報いることが上場会社としての責務と捉えています。

上記方針のもと、当期の期末配当金につきましては、2019年5月16日開催の取締役会決議により、1株当たり8.86円（配当金総額は450億円）といたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結持分変動計算書 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益累計額	合計		
2018年4月1日	8,737	△ 4,602	993,894	△ 1,316	16,655	1,013,368	108,518	1,121,887
新基準適用による累積的影響額(注)			△ 205		167	△ 38	△ 20	△ 59
2018年4月1日(修正後)	8,737	△ 4,602	993,688	△ 1,316	16,822	1,013,330	108,497	1,121,827
当期利益			78,677			78,677	△ 848	77,828
その他の包括利益					5,178	5,178	546	5,725
当期包括利益	—	—	78,677	—	5,178	83,855	△ 301	83,554
所有者との取引額等								
新株の発行	201	201				403		403
剰余金の配当			△ 50,449			△ 50,449	△ 1,815	△ 52,264
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替			7,810		△ 7,810	—		—
自己株式の取得				△ 220,704		△ 220,704		△ 220,704
自己株式の消却			△ 197,579	197,579		—		—
子会社の支配獲得及び喪失に伴う変動						—	1,693	1,693
支配継続子会社に対する持分変動		△ 8,050				△ 8,050	△ 15,872	△ 23,923
その他		△ 93				△ 93	29	△ 63
所有者との取引額等合計	201	△ 7,942	△ 240,218	△ 23,124	△ 7,810	△ 278,894	△ 15,964	△ 294,858
2019年3月31日	8,939	△ 12,545	832,147	△ 24,440	14,190	818,291	92,231	910,523

(注) IFRS第9号「金融商品」の適用に伴い、遡及修正の累積的影響を利益剰余金およびその他の包括利益累計額に係る期首残高の修正として認識しています。

計算書類

株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2018年4月1日	8,737	3,818	3,818
当期変動額			
新株の発行	201	201	201
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の消却			
当期変動額合計	201	201	201
2019年3月31日	8,939	4,020	4,020

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年4月1日	27	910,103	910,131	△ 1,316	921,370
当期変動額					
新株の発行					403
剰余金の配当		△ 50,449	△ 50,449		△ 50,449
当期純利益		91,816	91,816		91,816
自己株式の取得				△ 220,000	△ 220,000
自己株式の消却		△ 196,875	△ 196,875	196,875	—
当期変動額合計	—	△ 155,508	△ 155,508	△ 23,124	△ 178,229
2019年3月31日	27	754,595	754,622	△ 24,440	743,141

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
2018年4月1日	14,469	14,469	390	936,231
当期変動額				
新株の発行				403
剰余金の配当				△ 50,449
当期純利益				91,816
自己株式の取得				△ 220,000
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 7,022	△ 7,022	△ 93	△ 7,115
当期変動額合計	△ 7,022	△ 7,022	△ 93	△ 185,345
2019年3月31日	7,447	7,447	297	750,885

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

ヤフー(株)および連結子会社(以下、「当社グループ」という。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………77社

主要な連結子会社の名称

(株)GYAO パリュコマース(株) ワイジェイFX(株)
 ワイジェイカード(株) アスクル(株) (株)一休
 (株)イーブックイニシアティブジャパン (株)ジャパンネット銀行

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の会社の数……………29社

主要な持分法適用会社の名称

PayPay(株)

持分法適用の範囲となった主な会社の名称および持分法適用の理由

PayPay(株) 新規設立による

持分法適用の範囲から除外された主な会社の名称および持分法除外の理由

ブックオフグループホールディングス(株)

株式譲渡による

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 認識

金融資産および金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(以下、「FVTPLの金融資産」という。)および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(以下、「FVTPLの金融負債」という。)を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

② 分類

a. 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、(a) 償却原価で測定する金融資産、(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産(以下、FVTOCIの負債性金融資産という。)、(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産(以下、FVTOCIの資本性金融資産という。)、(d) FVTPLの金融資産に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応

じて、当初認識時に決定しています。

通常の方法による全ての金融資産の売買は、約定日に認識および認識の中止を行っています。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入または売却をいいます。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「償却原価で測定する金融資産」に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価から必要な場合には減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(b) FVTOCIの負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「FVTOCIの負債性金融資産」に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキ

ャッシュ・フローが生じる。

当初認識後、FVTOCIの負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。FVTOCIの負債性金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、FVTOCIの負債性金融資産に係る実効金利法による利息収益は、純損益で認識しています。

(c) FVTOCIの資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に「FVTOCIの資本性金融資産」に分類しています。当初認識後、FVTOCIの資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。

認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。なお、FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しています。

(d) FVTPLの金融資産

以下の要件のいずれかに該当する場合には「FVTPLの金融資産」に分類しています。

・売買目的保有の金融資産

・「償却原価で測定する金融資産」、「FVTOCIの負債性金融資産」、「FVTOCIの資本性金融資産」のいずれにも分類しない場合
 売買目的保有には、デリバティブ以外の金融資産で、主として短期間に売却する目的で取得した売却目的保有の金融資産を分類しています。なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していません。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しています。

b. 非デリバティブ金融負債

当社グループはデリバティブ以外の金融負債は、「FVTPLの金融負債」または「償却原価で測定する金融負債」に分類し、当初認識時に分類を決定しています。

FVTPLの金融負債は当初認識後、公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益および利息費用は純損益で認識しています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消または失効となった場合に認識を中止しています。

c. デリバティブ金融資産および負債

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、各四半期末の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しています。デリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、デリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しています。

③ 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止し、発生した差額は純損益で認識しています。

④ 金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、かつ純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

⑤ 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しています。期末日毎に、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合

には、金融資産に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しています。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、または信用減損金融資産については、金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況、将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコスト労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る貸倒引当金の繰入額、および、その後の期間において、貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しています。

金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法および減損

① 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体・除去および土地の原状回復費用が含まれています。

減価償却費は、土地および建設仮勘定を除き、見積耐用年数にわたって定額法で計上しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- | | |
|-------------|--------|
| ・建物および構築物 | 3年～50年 |
| ・工具、器具および備品 | 4年～15年 |
| ・機械装置および運搬具 | 4年～15年 |

減価償却方法、耐用年数および残存価額は、連結会計年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

ファイナンス・リースにより保有する資産は、リース期間の終了時までには所有権の移転が合理的に確実である場合には見積耐用年数で、合理的に確実でない場合にはリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって減価償却を行っています。

② 無形資産

個別に取得した耐用年数を確定できる無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。個別に取得した耐用年数を確定できない無

形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しています。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されます。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

研究段階で発生した支出は、発生した期間の費用として計上しています。開発段階で発生した自己創設無形資産は、資産計上の要件をすべて満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で認識しています。当初認識後、自己創設無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。

償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上しています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- | | |
|---------|--------|
| ・ソフトウェア | 主に5年 |
| ・顧客基盤 | 6年～14年 |

償却方法、耐用年数および残存価額は、連結会計年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

商標権の一部について、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却していません。

③ のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

のれんが配分される資金生成単位については、のれんが内部報告目的で監視される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっています。

のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、配分された資金生成単位については、連結会計年度の一定時期、またはその生成単位に減損の兆候がある場合は、より頻繁に減損テストを行っています。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額未満の場合、まず減損損失を当資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分しています。

のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入は行いません。

④ リース

リース取引は、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、他のすべてのリース取引は、オペレーティング・リース取引に分類しています。

リース契約開始時に、その契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かを契約の実質をもとに判断しています。

a. ファイナンス・リース取引

(借手側)

リース資産およびリース債務は、リース開始日の公正価値または最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しています。

リース資産の当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しています。リース料支払額は、連結会計年度末の債務残高に対する一定の期間利子率となるよう、財務費用(その他の営業外費用)と連結会計年度末のリース債務残高の返済部分に按分しています。

b. オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リースの総支払額は、リース期間にわたって定額法により費用として認識しています。

- ⑤ のれんを除く有形固定資産および無形資産の減損
当社グループは、各四半期末に、有形固定資産および無形資産が減損損失に晒されている兆候の有無を判定するために、有形固定資産および無形資産の帳簿価額をレビューしています。

減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行っています。個別資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。

耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、

および減損の兆候の有無に関わらず連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、「処分コスト控除後の公正価値」と「使用価値」のいずれか高い方となります。

使用価値の評価に際しては、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率により見積もった将来キャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより測定しています。

資産(または資金生成単位)の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産(または資金生成単位)の帳簿価額は回収可能価額まで減額されます。

減損損失を事後に戻入る場合、当該資産(または資金生成単位)の帳簿価額は、過去の期間において当該資産について認識した減損損失がなかったとした場合の資産(または資金生成単位)の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象から生じた現在の法的または推定的債務で、当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、当該債務について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

引当金は、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しています。主な引当金の内容は以下のとおりです。

① 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、将来における返還見込額を計上しています。なお、当該利息返還請求額は市場環境等の変化により変動する可能性があります。

② 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しています。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

③ ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しています。なお、当該ポイントの会員による利用には不確実性があります。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しており、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。また、棚卸資産の内訳は、主として商品です。

② 外貨換算

a. 外貨建取引

当社グループの財務諸表は、各社の機能通貨で作成しています。機能通貨以外の通貨(外貨)での取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建貨幣性項目は、各四半期末の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、測定日の為替レートで機能通貨に換算しています。

換算によって発生した為替換算差額は、「b. 在外営業活動体」を除いて、その期間の純損益で認識しています。

b. 在外営業活動体

連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産および負債(取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む)は、各四半期末の為替レートで日本円に換算しています。収益および費用は、その各四半期の平均為替レートで日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算によって生じた為替差額は、その他の包括利益で認識し、在外営業活動体の換算差額勘定に累積しています。

在外営業活動体の持分すべてまたは持分の一部処分を行った場合、当該在外営業活動体の換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

③ 退職給付

当社グループでは主に確定拠出制度を採用していません。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的または推定的債務を負わない退職給付制度です。

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しています。

④ 収益

IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

顧客に支払われる対価は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、取引価格から控除しています。

また、顧客との契約の獲得又は履行のためのコスト（以下、契約コスト）のうち、回収が見込まれる部分について、資産として認識しています。契約コストから認識した資産については、顧客との見積契約期間にわたり定額法で償却しています。

当社グループにおける各事業の主要な収益認識基準は、以下のとおりです。

a. メディア事業

メディア事業は、主に広告商品の企画・販売・掲載をするための各サービスの企画・運営、情報掲載サービスの提供およびその他法人向けのサービスを提供しています。

主な売上収益は、検索連動型広告、ディスプレイ広告等の広告売上収益であり、以下のとおり収益を認識しています。

(a) 検索連動型広告

「スポンサードサーチ」として広告主や広告代理店向けに販売している広告商品です。

「スポンサードサーチ」は、「Yahoo! JAPAN」上で検索をした際、その検索キーワードに応じて検索結果ページに表示され、掲載された広告がクリックされた場合に課金されます。

広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務になります。

検索連動型広告は、ウェブサイト閲覧者が検索連動型広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

(b) ディ스플레이広告

ディスプレイ広告は、プレミアム広告および「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク (YDN)」等からなります。

プレミアム広告は、「ブランドパネル」や「プライムディスプレイ」等、「Yahoo! JAPAN」の各種プロパティ内に表示され、画像や映像等を用いた多彩な広告表現が可能な広告商品です。

主な顧客はメディアレップで、一部広告代理店向けにも販売しています。

インプレッション保証型の期間販売で、契約に則して掲載することが履行義務になります。

プレミアム広告は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク (YDN)」は、広告主や広告代理店向けに販売している

広告商品であり、ターゲット条件を設定し、条件に一致するユーザーが閲覧している「Yahoo! JAPAN」や提携サイトに広告配信を行います。広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務になります。

「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク (YDN)」は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で収益を認識しています。

b. コマース事業

コマース事業は、主に中小企業や個人向けにインターネットを介して商品の販売やサービスの企画・提供および決済金融関連サービスの提供をしています。

主な売上収益は、アスクルグループの物品販売サービスや「ヤフオク!」等のeコマース関連サービス、「Yahoo!プレミアム」等の会員向けサービスであり、以下のとおり収益を認識しています。

なお、上記のうち顧客が法人の場合はビジネス売上収益で計上し、個人ユーザーの場合はパー

ソナル売上収益で計上しています。

(a) アスクルグループの物品販売サービス
アスクルグループは、オフィス関連商品等の販売事業を行っており、主な顧客は中小企業等の法人および個人ユーザーになります。物品販売の収益は、顧客が物品の使用を指図し、当該物品から残りの便益のほとんど全てを獲得する能力を有することとなる、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で認識しています。

(b) 「ヤフオク!」
個人ユーザーや法人向けにネットオークションサービスを提供しており、オークション取引が成立した時点で、落札金額に応じた出品者に対する落札システム利用料を収益として認識しています。

(c) 「Yahoo!プレミアム」
個人ユーザー向けに様々な会員特典を受けられる「Yahoo!プレミアム」を販売しており、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

⑤ 企業結合

事業の取得は「取得法」で会計処理をしています。企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、被取得企業の従前の所有者に対する当社グループの負債、被取得企業の支配と交換に当社グループが発行した資本持分の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得関連費用は発生時に純損益で認識しています。

取得日において、識別可能な取得した資産および引受けた負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識されます。

- ・繰延税金資産（または繰延税金負債）および従業員給付契約に関連する資産（または負債）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定されます。
- ・「被取得企業の株式に基づく報酬契約」または「被取得企業の株式に基づく報酬制度を当社グループの制度に置換えるために発行された当社グループの株式に基づく報酬契約」に関する負債または資本性金融商品は、取得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定されます。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産または処分グループは、当該基準書に従って測定されます。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能な取得した資産と引受けた負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定されます。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えている非支配持分は、当初認識時に公正価値、または被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分相当額によって測定されま

す。上記以外の非支配持分は、公正価値、または該当する場合には、他の基準書に特定されている測定方法によって測定されます。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日（すなわち当社グループの支配獲得日）の公正価値で再評価され、発生した利得または損失があれば純損益に認識されます。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、取得企業がその持分を直接処分した場合と同じ方法で会計処理されます。

⑥ 売却目的保有に分類された資産および処分グループ

継続的使用よりも主に売却取引により回収が見込まれる資産および処分グループについて、1年以内に売却する可能性が高く、現状で直ちに売却することが可能で、経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的保有に分類しています。当社グループが、連結子会社に対する支配の喪失を伴う売却計画を確約し上記の条件を満たす場合は、当社グループが売却後にその連結子会社の非支配持分を保有するか否かにかかわらず、その連結子会社の資産および負債を売却目的保有に分類しています。

売却目的保有に分類した資産は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

また、売却目的保有への分類後は、有形固定資産および無形資産の減価償却または償却は行いません。

(5) 会計方針の変更

当社グループが当連結会計期間より適用している基準書および解釈指針は以下のとおりです。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第9号	金融商品	金融商品の分類および測定、減損会計、ヘッジ会計の処理および開示要求
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	収益の認識に関する会計処理および開示要求

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の経過措置に従って、適用開始日時点（2018年4月1日）で完了していない契約について遡及適用し、その累積的影響を適用開始日の利益剰余金（および他の資本項目）の期首残高の修正として認識する方法により遡及修正を行っています。

IFRS第9号「金融商品」およびIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用が、適用開始日の連結財政状態計算書および当連結会計年度末の連結財務諸表に与える主な影響は、以下のとおりです。

① IFRS第9号「金融商品」の適用

従前の会計基準を適用した場合と比較して、適用開始日の連結財政状態計算書において、カード事業の貸付金90百万円および利益剰余金205百万円ならびに非支配持分20百万円が減少しており、繰延税金資産30百万円およびその他の包括利益累計額167百万円が増加しています。

なお、営業利益および当期利益に与える影響はありません。

② IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の

適用

顧客との契約における履行義務の識別を行ったことにより、従来、売上原価等として表示していましたが、決済手数料の一部について、顧客から受け取る対価の総額から決済手数料を差し引いた純額で売上収益を表示しています。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の連結損益計算書において、売上収益が19,997百万円、売上原価が18,693百万円、販売費及び一般管理費が1,304百万円それぞれ減少しています。

また、顧客獲得に関する一部の支出のうち、回収が見込まれる部分について、従来、無形資産として計上していましたが、IFRS第15号の適用に伴い、契約コスト等として資産計上しています。

その結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、適用開始日および当連結会計年度の期末の連結財政状態計算書において、その他の資産がそれぞれ13,271百万円および23,354百万円増加し、無形資産がそれぞれ13,271百万円および23,354百万円減少しています。

なお、営業利益および当期利益に与える影響はありません。

II 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に提供している資産等

(1) 担保に提供している資産

銀行事業を営む子会社において、主に資金調達や為替決済等の担保として銀行事業の有価証券61,595百万円を差入れています。また、その他の金融資産には、中央清算機関差入証拠金77,654百万円を含みます。

(2) その他

銀行事業を営む子会社は「準備預金制度に関する法律」により、受け入れている預金等の一定比率以上の金額（法定準備預金額）を日本銀行に預け入れる義務があります。当連結会計年度末の現金及び現金同等物のうち237,018百万円は銀行事業を営む子会社の日銀預け金であり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権……………1,328百万円
 カード事業の貸付金……………9,402百万円
 銀行事業の貸付金……………246百万円
 その他の金融資産……………4,829百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

……………90,416百万円

III 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社株式売却益

(株)IDCフロンティアの全株式を売却したことによるものです。

2. 減損損失

主にアスクル(株)およびシナジーマーケティング(株)における有形固定資産および無形資産の減損損失です。

IV 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式……………5,151,629,615株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2018年 4月27日 取締役会	普通 株式	50,449	8.86	2018年 3月31日	2018年 6月26日

(注) 2018年5月31日開催の取締役会において、配当の効力発生日を6月5日から6月26日に変更する旨を決議しました。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年5月16日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しました。

- ① 配当金の総額……………45,042百万円
 - ② 1株当たり配当額……………8.86円
 - ③ 基準日……………2019年3月31日
 - ④ 効力発生日……………2019年6月4日
- なお、配当原資については、利益剰余金といたします。

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式……………1,393,200株

V 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を営む上で様々な財務上のリスク(為替リスク、価格リスク、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスク)が発生します。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

銀行事業を営む子会社においては、インターネット専業銀行として、顧客からの預金受入れ等により調達を行い、貸付金および有価証券の購入等にて運用を行っています。

主として金利変動を伴う金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、銀行事業を営む子会社では、資産および負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環として、デリバティブ取引を行っています。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っていません。

(1) 市場リスク

① 為替リスク

当社グループは外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されていますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しています。また、外国為替証拠

金取引における為替変動リスクに対しては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションをカウンターパーティとの間で行うカバー取引によってリスクを回避しています。

② 価格リスク

当社グループは、事業戦略上の目的で上場株式等の資本性金融商品を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。また、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

③ 金利リスク（銀行事業を営む子会社を除く）

当社グループは、主に投資活動に伴う資金の運用において金利変動リスクに晒されています。また、金利変動リスクの未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的モニタリングを行っています。

④ 銀行事業を営む子会社における金利リスク管理

銀行事業を営む子会社では、金利変動リスクの管理の対象となる資産・負債を特定した上で、そのポートフォリオから生じる現在価値変動額に対してリスク量上限を設定し、日次でその順守状況を管理しています。また、定期的にイールドカーブの形状変化（フラットニングやスティーピング）に対する現在価値変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしています。リスクモニタリングにあたっては、フロント・ミドル・バックオフィスの組織的な分離を行ったうえで、業務部門から

独立したリスク管理部において実施する体制としています。モニタリング結果は日次で社内報告を行うとともに、定期的にALM委員会や取締役会にも報告し、相互牽制体制を確保しています。

(2) 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権、契約資産およびその他の金融資産（株式およびデリバティブ等）において、取引先の信用リスクに晒されています。

カード事業の貸付金には、個人向けローンが含まれており、これらは個人顧客の信用リスクに晒されています。

銀行事業の有価証券には、主に内国債、外国債等の有価証券及び信託受益権が含まれており、債券は主に発行体の信用リスク、信託受益権は原資産の信用リスクに晒されています。

銀行事業の貸付金には、個人向けローンが含まれており、これらは個人顧客の信用リスクに晒されています。

当社グループは、保有するこれらの金融資産について主に国内の信用リスクに集中していますが、当該リスクの未然防止または低減のため、当社グループの債権管理規程に従い、取引先毎に与信調査および与信極度額を設定し、取引先の信用状態に応じて必要な担保・保証等の取り付けを行っているほか、取引先毎に期日管理および残高管理を行い、信用状況を定期的にモニタリングしています。

また、銀行事業の貸付金のうち個人向け非事業性ローンについては全て保証会社による債務保証を受けています。

外国為替証拠金取引については、顧客との取引を行うほか、顧客との取引により生じるリスクを回避するためにカウンターパーティとの相対によるカバー取引を行っており、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する顧客の信用リスクおよびカウンターパーティに対する信用リスクを有しています。顧客の信用リスクに対しては、自動ロスカット制度を採用しているため、信用リスクに対するエクスポージャーは限定的です。カウンターパーティの信用リスクに対しては、信用力の高い金融機関とのみ行っており、契約不履行になる可能性は僅少です。また、カバー取引の実施にあたっては、社内管理規程に基づき為替ポジションや売買損益についてチェックを行う管理体制を整えています。

(3) 流動性リスク

当社グループは、主に営業取引および投資活動に伴う資金の調達・運用や返済支払において、流動性リスクに晒されています。当該リスクの未然防止または低減のため、資金運用については原則として1年超の運用は行わず、1年以内で資金運用を行う場合は、流動性があり元本欠損リスクが極めて小さいものに限定して行っています。資金調達については、主に銀行借入や社債発行、債権流動化等の直接調達を行っており、その返済・償還期間は市場の状況や長期、短期の balan

スを調整して決定しています。

なお、銀行事業を営む子会社における資金運用については、市場流動性の高い債券を多く運用する等、緊急時の資金調達力を重視した運営を行っています。資金調達については、短期資金への過度の依存を防ぐために、短期の要資金調達額に対して上限を設定し、日次でその順守状況をモニタリングしています。また大量の預金流出等の緊急時の資金調達に備えるため、資金化が可能な資産の残高状況についてもモニタリングしています。

VI 金融商品の公正価値等に関する注記

外国為替証拠金取引については、公正価値は類似契約の相場価格に基づき測定しています。株式のうち、上場株式の公正価値については各四半期末の市場の終値、非上場株式の公正価値については割引キャッシュ・フロー法および類似会社の相場価格等を使用して測定しています。債券および信託受益権の公正価値は、主に売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく取引価格を使用して測定しているほか、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しています。本連結財政状態計算書上の金融商品の公正価値は帳簿価額と一致または合理的に近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしています。

銀行事業の預金および有利子負債の期日別残高

銀行事業の預金および有利子負債の期日別残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
銀行事業の預金	768,613	768,790	746,519	6,037	5,950	3,159	2,773	4,349
有利子負債								
短期借入金	40,674	40,804	40,804	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定含む)	29,322	29,563	3,102	3,619	20,078	1,513	1,008	241
社債 (1年内償還予定含む)	130,000	131,935	5,345	10,338	15,313	25,263	30,177	45,497
その他	15,215	16,204	2,018	2,058	1,975	1,888	1,870	6,392
合計	983,826	987,297	797,790	22,054	43,316	31,824	35,830	56,480

(注) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。「銀行事業の預金」には、643,894百万円の要求払預金を含みます。

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分……………160円96銭
基本的1株当たり当期利益……………14円74銭

VIII 重要な後発事象に関する注記

第三者割当による新株式の発行および自己株式の取得

当社は、2019年5月8日開催の取締役会において、(i) ソフトバンク株式会社 (以下「SBKK」という。) に対して第三者割当による新株式の発行 (以下「本第三者割当増資」という。) を行うこと、及び、(ii) 会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として自己株式の公開買付け (以下「本公開買付け」といい、本第三者割当増資と併せて「本取引」という。) を行うことを決議しました。

なお、本取引に伴い、ソフトバンクグループジャパン株式会社 (以下、「SBGJ」という。) から自己株式の取得を行うことにより、SBKKが当社の親会社となりますが、当社の最終的な親会社はソフトバンクグループ株式会社 (以下「SBG」という。) で変更ないことが見込まれています。

(1) 第三者割当増資および自己株式の取得の目的

当社は、以下のような理由から、本取引を実施することが当社株主の利益に資すると判断し、決議しました。

- SBKKが本第三者割当増資により当社普通株式を追加取得し、当社を連結子会社とすることは、保有するデータを相互に活用するなどの当社と

SBKKとの協力関係をさらに強固なものとし、両社の協業によるシナジーを最大化することが可能となり、今後の両社のさらなる成長・発展と企業価値向上に資すると期待されること

- ② SBKKによる当社普通株式の追加取得と並行して、当社がSBGJから自己株式の取得を行うことにより、当社とSBKKとの連携強化を実現しつつ、SBGグループの当社普通株式の所有割合を現状に近い水準に抑え、当社の上場会社としての独立性を維持することができること
- ③ 当社は2018年7月11日から同年8月9日にかけて自社株公開買付けを実施したものの、さらなる株主還元の強化及び資本効率の向上を図る方法を模索しており、その一つの方法として、株価の状況等も考慮の上で、当社の1株当たり当期純利益や自己資本当期純利益率等の資本効率向上に寄与し、株主価値の向上に資する一定量の自己株式の取得を行うことを検討していたこと
- ④ 本第三者割当増資と並行して、本第三者割当増資で発行予定の株数を上回る数の自己株式の取得を行うことにより、少数株主の株主価値の希薄化を生じさせず、むしろ濃縮化をもたらすこと
- ⑤ 本公開買付け後も当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、市場価格を基礎とした発行価格によって本第三者割当増資を行いつつ、市場価格から一定のディスカウントを行った価格によって本公開買付けを実施することで、資産の社外流出を可能な限り抑えることができ、また株主価値の向上に資すること

- ⑥ 自己株式の取得に際して必要となる資金の大部分は本第三者割当増資によって調達されることから、当社は、その成長戦略の遂行に際して必要となる投資等を考慮してもなお、自己株式の取得を行うために十分な余剰現預金を有すること
- ⑦ 自己株式の取得を行うにあたっては、公開買付けの方法によること、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも適切であること

(2) 第三者割当増資に関する取締役会決議内容

- ① 発行する株式の種類：普通株式
- ② 発行する株式数：1,511,478,050株
- ③ 発行価額：1株につき302円
- ④ 発行総額：456,466,371,100円
- ⑤ 募集又は割当方法：第三者割当の方法により、(割当予定先) SBKKに発行新株式の全てを割当
- ⑥ 増加する資本金の額：228,233,185,550円
(1株につき151円)
- ⑦ 増加する資本準備金の額：228,233,185,550円
(1株につき151円)
- ⑧ 資金の使途：本公開買付けの決済資金
- ⑨ 申込期日：2019年6月27日
- ⑩ 払込期日：2019年6月27日
- ⑪ 配当の起算日：2019年4月1日

(3) 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

- ① 取得する株式の種類：普通株式
- ② 取得する株式の総数：1,834,377,700株(上限)
- ③ 取得する株式の総額：526,466,399,900円
(上限)(1株につき287円)
- ④ 取得する期間：自 2019年5月9日
至 2019年6月28日

IX その他の注記

1. 貸出コミットメント

当社グループの貸出コミットメントは、主に当社グループのクレジットカード会員へのショッピングおよびキャッシングの利用限度額であり、貸出コミットメントの総額および貸出未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額	4,172,094百万円
貸出実行残高	317,538百万円
貸出未実行残高	3,854,555百万円

なお、当該利用限度額は、クレジットカード会員がその範囲内で随時利用できるため利用されない額もあり、かつ、当社グループが任意に増減させることができるため、貸出未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当該貸出コミットメントの未実行残高の期日は、要求払いのため1年以内となります。

2. 保証債務

当社グループは、主に信用保証業務において、提携先金融機関が個人に融資する際の債務保証を以下のとおり行っています。

保証契約の総額	13,904百万円
保証残高	7,668百万円

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 満期保有目的の債券
……………償却原価法
- ② 子会社株式および関連会社株式
……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの………移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法で計上しています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

- デリバティブ……………時価法（振当処理をした為替予約を除く）

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

- 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）で計上しています。
- 貯蔵品……………主に個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ……………定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ソフトウェア……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産……………

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法で計上しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員賞与引当金

- ……………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。

(3) ポイント引当金

- ……………販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しています。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法および償却期間

のれんおよび2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積が可能なのは、その見積年数で、その他については5年間の定額法により償却しています。但し、金額が僅少な場合には、発生年度にその全額を償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式で計上しています。

II 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しています。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分していましたが「繰延税金資産」(前事業年度7,836百万円)は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」26,299百万円に含めて表示しています。

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外費用の「社債利息」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

なお、当事業年度における営業外費用の「その他」に含まれる「社債利息」の金額は292百万円です。

前事業年度において、営業外費用の「消費税等調整額」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

なお、当事業年度における営業外費用の「その他」に含まれる「消費税等調整額」の金額は428百万円です。

前事業年度において、特別損失の「関係会社株式売却損」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

なお、当事業年度における特別損失の「その他」に含まれる「関係会社株式売却損」の金額は386百万円です。

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「負ののれん償却額」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

なお、前事業年度における営業外収益の「その他」に含まれる「負ののれん償却額」の金額は984百万円です。

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「貸倒引当金繰入額」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

なお、前事業年度における営業外費用の「その他」に含まれる「貸倒引当金繰入額」の金額は5百万円です。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「関係会社株式評価損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

なお、前事業年度における特別損失の「その他」に含まれる「関係会社株式評価損」の金額は52百万円です。

III 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 67,680百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 187,088百万円

短期金銭債務 13,010百万円

3. たな卸資産

貯蔵品 164百万円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 23,056百万円

売上原価 7,866百万円

販売費及び一般管理費 42,394百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 4,707百万円

営業外費用 0百万円

資産の購入高 308百万円

資産の売却高 5,628百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 67,879,000株

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	10,041百万円
投資有価証券評価損	8,466
未払事業税	950
未払費用	4,613
その他	5,514
繰延税金資産合計	29,586
繰延税金負債	
[△] 其他有価証券評価差額金	△3,286
繰延税金負債合計	△3,286
繰延税金資産（△負債）の純額	26,299

VII 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ワイジェイ カード(株)	福岡市 博多区	100	クレジット、 カードローン、 信用保証業務	所有 直接100%	役務の受 入れ 債務保証 カード事 業の提携 資金の援 助	銀行に対 する二次 債務保証 (注1)	9,200	—	—
							加盟店の 精算及び 決済事業 未収入金 の回収 (注2)	715,983	決済事業 未収入金	138,447
							資金の 貸付 (注3)	35,000	関係会社 長期 貸付金	90,000
関連 会社	PayPay(株)	東京都 千代田区	23,000	モバイルペ イメント等電子 決済サービス の開発・提供	所有 直接50%	役務の 提供	増資の 引受け	22,900	—	—

(注1) 債務保証の内容については「[注2. 保証債務](#)」をご参照ください。なお年率0.5%の保証料を受領しています。

(注2) 加盟店の精算及び決済事業未収入金の回収に係る受託料は、市場価格および委託内容等を勘案し、交渉の上決定しています。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しています。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	ソフトバンク(株)	東京都港区	204,309	移動通信サービスの提供、 携帯端末の販売、 固定通信サービスの提供、 インターネット 接続サービスの提供	(被所有) (12.1%)	役員 の 兼務 役務 の 受入れ	関係会社 株式の 売却 (注1)	19,500	—	—
親会社の子会社	SBペイメントサービス(株)	東京都港区	6,075	決済サービス、 カードサービス、 集金代行サービス	—	役務 の 受入れ	関係会社株式の 取得 (注2)	19,458	—	—

(注1) 売却価額については、第三者算定機関による評価等を総合的に勘案し、交渉の上決定しています。

(注2) 取得価額については、第三者算定機関による評価等を総合的に勘案し、交渉の上決定しています。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	147円64銭
1株当たり当期純利益	17円20銭

IX 重要な後発事象に関する注記

1. 第三者割当による新株式の発行および自己株式の取得

連結注記表の「VIII 1株当たり情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略していません。

2. 持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、2019年10月1日を目処として会社分割（吸収分割）により持株会社体制に移行するため、当社が100%出資する子会社として分割準備会社2社を設立すること並びに2019年6月18日に開催予定の当社定時株主総会により承認可決されること及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件として当該分割準備会社各社との間で吸収分割契約を締結することを決議いたしました。当社は、持株会社体制に移行することで、より迅速な事業戦略の推進を実現し、グループ全体の更なる事業成長を加速することを目指します。

(1) 持株会社体制への移行の背景と目的

変化の激しいインターネット業界において、さらなる事業領域の拡大と企業価値の最大化を実現していくにあたり、当社は、柔軟かつ機動的な意思決定と経営資源の最適配分が行え、より迅速な事業戦略の推進を可能にする持株会社体制への移行が最適と判断いたしました。また、金融事業については、ガバナンス

ス強化とインターネットサービスとは異なる事業・財務上の施策が必要とされることから、金融事業を統括する中間持株会社を設立することが適切であると判断いたしました。これらの持株会社体制への移行を実現するため、当社が100%出資する子会社として分割準備会社を2社設立すること、各分割準備会社との間で、各社に対して当社の営む「Yahoo! JAPAN事業」（当社が営む事業のうち、グループ経営管理事業を除く事業をいい、以下、「ヤフー事業」といいます。）及び「金融系グループ会社の経営管理事業」（以下、「金融系グループ経営管理事業」といいます。）をそれぞれ承継させる吸収分割を行うことを内容とする吸収分割契約（以下、各吸収分割に係る吸収分割契約を「本吸収分割契約」と総称します。）を締結することを決議しました。

(2) 分離先企業の名称及び分離する事業の内容

分離先企業の名称	分離する事業の内容
紀尾井町分割準備株式会社	ヤフー事業
紀尾井町金融分割準備株式会社	金融系グループ経営管理事業

(3) 事業分離の日程

吸収分割契約承認株主総会 2019年6月18日（予定）

吸収分割効力発生日 2019年10月1日（予定）

(4) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である分割準備会社（ヤフー事業については紀尾井町分割準備株式会社、金融系グループ経営管理事業については紀尾井町金融分割準備株式会社）をそれぞれ承継会社とする分社型の吸収分割です。

当社は承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、本吸収分割に際して、承継会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。

(5) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日公表分）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日公表分）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であり、損益への影響はない見込みです。

(6) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離する事業に係る売上高の概算額

売上高……………434,025百万円

なお、持株会社への移行により、当社の収入は当社グループ各社からの配当収入などが中心となり、当社の費用は持株会社としての機能に関わるものを中心となる予定です。

X その他の注記

1. 貸出コミットメント

関係会社に対して貸出コミットメント契約を締結しています。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額	48,000百万円
貸出実行残高	3,000百万円
差引額	45,000百万円

2. 保証債務

当社は、連結子会社が行っている信用保証業務における債務保証に対し、以下のとおり連帯保証を行っています。

金融保証契約の総額	9,200百万円
金融保証残高	4,641百万円